

国立大学法人琉球大学経営協議会の運営方針

〔令和3年2月24日〕
学 長 裁 定

国立大学法人琉球大学経営協議会（以下「経営協議会」という。）は、国立大学法人法第20条の規定を踏まえ、国立大学法人琉球大学組織規則第11条第2項の規定に基づき設置しており、経営協議会の組織及び運営については、国立大学法人琉球大学経営協議会規程において必要な事項を定めている。

経営協議会委員のうち、本学の役職員でない委員（以下「学外委員」という。）から意見等を得ることは、大学経営において貴重な機会であるため、経営協議会は、以下の方針により運営を行うこととする。

1. 会議の開催日程は、多くの学外委員が出席できる日時を優先とし、オンラインでの参加も考慮の上で決定する。
2. 会議において、委員から多くの意見等を得られるよう、審議事項等にかかる資料の事前送付・事前説明を行い、予め意見等の聴取を行う。また、資料の表記の工夫（図示、重要箇所の強調、プレゼンテーション資料の作成等）を行い、効率的な会議運営に努める。
3. 本学が抱える課題を踏まえた審議が行えるよう、経営協議会規程第4条に規定されている審議事項に加え、可能な限り懇談事項を設定して本学の課題への共通理解の促進に努める。
4. 議長である学長は、上記の前提のもと、審議事項と懇談事項のいずれにも相応の時間が確保できるような会議の進行に努める。
5. 学外委員からの助言や意見については、リスト化するなどの整理を行うとともに、本学の経営への活用内容等をホームページにおいて公表する。